

年収を変えずに社会保険料を削減する方法をご存知ですか？



役員社会保険料削減サポート

～個人と法人の社会保険料を正しく削減する最新方法のご案内～

法人の役員の方は月々の報酬額が高額なため、社会保険料のご負担が大きい傾向にあります。また、現行の制度では70歳まで支払い義務があり、60歳以降も一定の報酬を受け取ると年金が消滅する仕組みになっております。

Check! ✓ 今すぐチェック!

ひとつでも該当すれば、削減の可能性大!

60歳未満の役員の方で毎月の役員報酬額が**40万円以上**受け取っている方
60歳以上の役員の方で毎月の役員報酬額が**28万円以上**受け取っている方
65歳以上の役員の方で毎月の役員報酬額が**47万円以上**受け取っている方

役員社会保険料削減サポートとは

年収を変えずに月額報酬の支払方法を変更することで法人、個人の社会保険料負担額を軽減できる現行制度に沿った方法です。また、60歳以降の役員の方は在職老齢年金の比例年金が一定以上の報酬があると消滅してしまいがちですが、この新しい役員報酬の支給方法により年収を落とさずに社会保険料負担を削減し、年金を復活（全額受給）することができます。

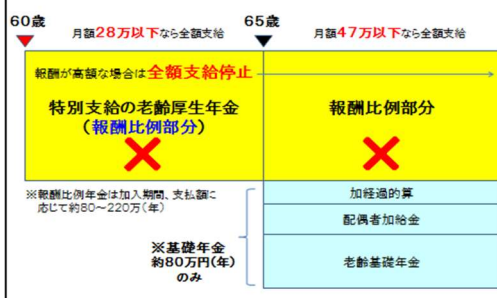
※60歳未満の方は支払い期間が長期にわたる為、早めの取り組みが大きな社保負担の軽減につながります。

報酬別社会保険料額と在職老齢年金の仕組み

健康保険・厚生年金保険料額一覧表					
月額報酬	健康保険(月)	厚生年金(月)	社保合計(月)	社保合計(年)	労使折半(年)
100,000	11,397	17,934	29,331	351,972	175,986
200,000	23,260	36,600	59,860	718,320	359,160
300,000	34,890	54,900	89,790	1,077,480	538,740
400,000	47,682	75,030	122,712	1,472,544	736,272
500,000	58,150	91,500	149,650	1,795,800	897,900
600,000	68,617	107,970	176,587	2,119,044	1,059,522
700,000	82,573	113,460	196,033	2,352,396	1,176,198
800,000	91,877	113,460	205,337	2,464,044	1,232,022
900,000	102,344	113,460	215,804	2,589,648	1,294,824
1,000,000	113,974	113,460	227,434	2,729,208	1,364,604
1,100,000	126,767	113,460	240,227	2,882,724	1,441,362
1,200,000	140,723	113,460	254,183	3,050,196	1,525,098
1,300,000	154,679	113,460	268,139	3,217,668	1,608,834
1,400,000	161,657	113,460	275,117	3,301,404	1,650,702

※事業主が支払う健康保険料は月額57,340円、厚生年金保険料は月額11,500円となります。

社会保険料と年金受給の仕組み



社会保険の仕組みと年金についての**詳しい資料をプレゼント!**
役員規程の見直し方、各省庁への届出方、個人の所得税の削減まで**トータルでサポート**



まずは無料診断

役員社会保険料削減サポート用紙の必要項目にご記入頂きご返信下さい。

1週間以内にレポートにまとめ結果内容をご報告させていただきます。

まずはお気軽にお電話かメールにてお問合せ下さい。

※この役員社会保険料削減サポートはすべて当局に確認し、専門家が診断分析、書面の作成、届出までを責任を持ってサポート致します。

○お問い合わせは下記へ

(株) みらいサポートホールディングス

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-6
りそな九段ビル5F

TEL: 03(6869)3793 FAX: 03(6869)3794

U R L : <https://www.mirasapohd.co.jp/>

E-mail: contact@mirasapohd.co.jp





従業員社会保険料削減サポート

～福利厚生充実、雇用の維持、拡大が図れる最新方法のご案内～

働き方改革に伴う労務体制改善、消費税増税、賃金アップなど会社経営を取り巻く大きな環境変化が起きている中、より良い人材の採用、雇用の維持と拡大、従業員の意識と生産性向上につなげる情報を提供しております。

Check! ✓ 今すぐチェック!

ひとつでも該当すれば、削減の可能性大!

- ①なかなか会社側が思うような有能な社員の採用ができない、定着しない
- ②人件費が増大してきている、社会保険料が負担に感じている
- ③社員の生産性を向上させたいが研修や賃金に回せるほど資金の余裕がない

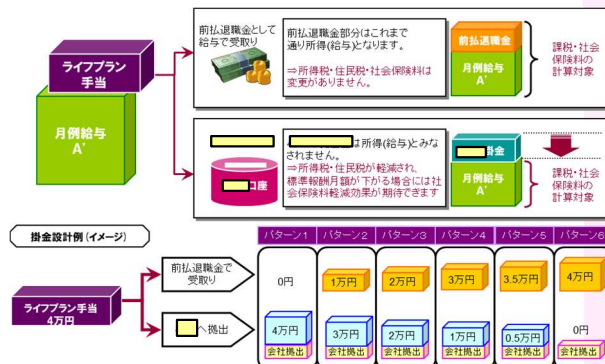
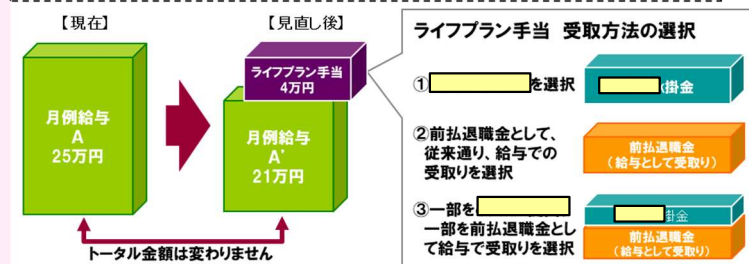
従業員社会保険料削減サポートとは

現行の給与規定を見直し、支給方法を一部変更することで福利厚生の充実を図りながら社会保険料を削減できる新しい仕組みです。（選択型福利厚生制度、選択型社宅制度）

法人は法定福利費の軽減、従業員は所得税、住民税、および社会保険料の軽減が図れます。一般的な全員加入型の制度とは異なり法人側も導入しやすく、従業員の意思を尊重できる制度となっております。コスト削減できた資金を賃金拡充や教育研修などに利用することでより良い雇用と採用にもつながります。

給与規定の見直し方と社会保険料削減の仕組み

- 月例給与の一部を見直し、「新しい月例給与」と「ライフプラン手当（仮称）」に再編します。
- 「ライフプラン手当（仮称）」の受け皿として、**前払退職金**制度を用意します。
- 「ライフプラン手当（仮称）」の部分については、個々人が「**前払退職金（給与）**」の受取りかを選択することができます。



まずは無料診断

従業員社会保険料削減サポート用紙の必要項目にご記入頂きご返信下さい。詳しい資料を郵送させていただきます。ご面談にてヒアリング、ご質問希望の場合は専門家が訪問してわかりやすく説明致します。まずはお気軽にお電話かメールにてお問合せ下さい。

選択型福利厚生制度の仕組みと制度設計のポイントについて
詳しい資料をプレゼント



○お問い合わせは下記へ

(株) みらいサポートホールディングス

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-6
りそな九段ビル5F

TEL: 03(6869)3793 FAX: 03(6869)3794
U R L : <https://www.mirasapohd.co.jp/>
E-mail: contact@mirasapohd.co.jp

